

京都市地域水道条例の一部を改正する条例(平成17年12月26日京都市条例第115号)(上下水道局総務部地域水道課)

次のとおり地域水道を設置することとしました。

名 称	給 水 区 域
別所・百井簡易水道	京都市左京区大原百井町及び同区花脊別所町の各一部

上記の設置に係る改正は、給水区域内の町ごとに市規則で定める日から施行することとしました。

京都市地域水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成17年12月26日

京都市長 梶本頼兼

京都市条例第115号

京都市地域水道条例の一部を改正する条例

第1条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表雲ヶ畑簡易水道の項の次に次の1項を加える。

別所・百井簡易水道	京都市左京区大原百井町の一部
-----------	----------------

第2条 京都市地域水道条例の一部を次のように改正する。

別表別所・百井簡易水道の項中「京都市左京区大原百井町」の右に「及び同区花脊別所町」を加え、「一部」を「各一部」に改める。

附 則

この条例は、各規定につき市規則で定める日から施行する。

(上下水道局総務部地域水道課)